

米の生産者の方！

岐阜県担い手育成総合支援協議会

加入申請期間
4/1▶6/30
まで！

収入減少補てんに加入しよう!!



速報!

H20.5.19官報告示

19年産米については
10aあたり約**9,300円**が
国から交付されます。

安定した農業経営を
国がしっかり
サポート!



収入減少補てんの仕組み

3つのPOINT

POINT 1

標準的収入より収入が減ったとき、その
減収額の9割までを補てんします。

※ただし標準的収入の20%までの減収に対応します。

▶ **毎年安定した収入が得られます**

POINT 2

補てん金は、
国:生産者=3:1で負担します。

▶ **少ない負担で
大きな補てんが得られます**

POINT 3

補てんに使われなかった**積立金**は
翌年に繰り越します。

▶ **掛け捨てではないので
無駄なく積み立てができます**

標準的
収入額

過去5カ年
中庸3カ年
の平均収入

国が負担

生産者が負担

減収額の
9割を
補てん

当年
収入額

※H19年の収入額
はH20年春に
官報により告示

生産者は
1/4の
負担でOK!

自分の積立金の
3倍ももらえる
とても有利な
制度だよ!



収入減少補てん

教えて!



Q&A

Q. 誰でも加入できるの?

A. 原則、経営面積が4ha以上の認定農業者、または経営面積が20ha以上の一定の要件を満たした集落営農組織。
ただし、**地域水田農業ビジョン**に位置づけられた認定農業者や集落営農組織については面積要件がありません。

Q. どんな手続きが必要なの?

A. **4月1日から6月30日までに加入申請**をする必要があります。
岐阜県担い手育成総合支援協議会では、各市町村等で受付ができるよう、出前受付を実施します。

スケジュール

H20年	申請手続き	支払時期
4月	●対策加入申請(全品目) (4/1~6/30) ※市町村特認の場合は5/30までに各市町村へ申請	収入減少補てん 交付金 (19年産)
5月	●20年産収入減少補てん 積立申出(全品目) (4/1~6/30)	
6月	●20年産収入減少補てん 積立金納付期限(7/31)	
7月		
8月		

Q. 積立金は、いくらなの?

A. 国から毎年公表される岐阜県標準的収入額により決定しますが、おおよその目安として、米のみの生産されている方でしたら、**10aあたり約5,400円程度**になります。
(20%の収入減少に対応した場合)
例えば、3ha水稲作付している方は
 $5,400円/10a \times 3ha = 162,000円$ となります。

Q. いつ積立金を支払えばいいの?

A. 岐阜農政事務所から通知のあった金額を**平成20年7月31日までに、積立金管理者**(岐阜県担い手育成総合支援協議会)へ積立をお願いします。

Q. 作った米は、全て補てんの対象になるの?

A. 以下の米が対象となります。
●**生産調整実施者**であり、
生産目標数量の範囲内の米
●**農産物検査**を受け、3等以上の米
●**当年産の3月31日までに販売契約を締結した米**

Q. 収入減収が無かった場合は、積立金はどうなるの?

A. 収入減収がなかった場合は、交付金は支払われません。よって、**積立金はそのまま翌年に繰り越されます**。また、収入減収があった場合でも、支払われなかった積立金は、翌年に繰り越されます。なお、**この対策への加入をやめられた場合、ご自身が積立金管理者に積立している積立金は返金されます**。

お問い合わせ

岐阜県担い手育成総合支援協議会